

指定地域密着型通所介護（開田デイサービスセンター） 利 用 契 約 書

様（以下、「利用者」という。）と木曽町社会福祉協議会（以下、「事業者」という。）は、利用者が開田デイサービスセンター（以下、「事業所」という。）において、事業者から提供される地域密着型通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に対し、第4条及び第5条に定める地域密着型通所介護サービスを提供します。

2 事業者が利用者に対して実施する地域密着型通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下、「地域密着型通所介護計画」という。）は、重要事項説明書に定めるとおりとします。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の7日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（地域密着型通所介護計画の決定・変更）

第3条 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の地域密着型通所介護計画を作成するものとします。

2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、地域密着型通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

3 事業者は、地域密着型通所介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、または利用者もしくはその家族等の要請に応じて、地域密着型通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、地域密着型通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、地域密着型通所介護計画を変更するものとします。

5 事業者は、地域密着型通所介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第5条 事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する地域密着型通所介護サービスを提供するものとします。

2 前項のほか、事業者は介護保険給付対象外のサービスを提供することができるものとします。

3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

(サービス利用料金の支払い)

第6条 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として木曽広域連合（以下、「保険者」という。）から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、利用者に代わって保険者から支払いを受けます。

2 利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額を事業者に支払うものとします。ただし、利用者が未だ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます「償還払い」。）

3 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについて、利用者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

4 前項のほか、利用者は食事の提供にかかる費用のほかおむつ代等利用者の日常生活上必要となる諸費用の実費を事業者に支払うものとします。

5 前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、事業者はその合計額を請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者に送付し、利用者は同月の25日までに支払うものとします。

6 事業者は利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

(利用日の中止・変更・追加)

第7条 利用者は、利用期日前において、地域密着型通所介護サービスの利用を中止、変更または新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日午後5時まで（前日が休業日の場合は、休業日前日の午後5時まで）に事業者に申し出るものとします。

2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第8条 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第9条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師または看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

3 事業者は、契約者に対する地域密着型通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

4 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

5 事業者は、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

6 事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、職員等に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

(守秘義務等)

第10条 事業者及びサービス従事者または従業員は、地域密着型通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前2項の規定にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者または利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第11条 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、相当の代価を支払うものとします。

3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(損害賠償責任)

第12条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。また、第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第13条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

(2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

(4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第14条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなつた場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第15条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

(1) 利用者が死亡した場合

(2) 要介護認定により利用者の心身の状況が要支援または自立と判定された場合

(3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

(5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

(6) 第16条から第18条に基づき本契約が解約または解除された場合

2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの中途解約)

第16条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

(1) 第8条第3項により本契約を解約する場合

(2) 契約者が入所した場合

(3) 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

(利用者からの契約解除)

第17条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

(1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型通所介護サービスを実施しない場合

(2) 事業者またはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第18条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) 利用者による、第6条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

(3) 利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精算)

第19条 第15条第1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から速やかに精算するものとします。

(苦情処理)

第20条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第21条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日

令 和 年 月 日

<利用者>

住所：長野県

氏名：

印

<利用者代理人>

住所：長野県

氏名：

印

<事業所>

住所：長野県木曽郡木曽町開田高原末川2797番地
名称：開田デイサービスセンター
(介護保険事業所番号2072600659)

<事業者>

住所：長野県木曽郡木曽町日義1600番地1
名称：社会福祉法人木曽町社会福祉協議会
代表者：会長 邑上 豊美 印